

緊急通報装置について

坂井市ではひとり暮らし高齢者の方の緊急時に備えて、「緊急通報装置」を貸与しています。自宅の通信環境に合わせて、2種類の機器どちらかを利用することができます。

1. 固定電話接続機器▷自宅に固定電話回線を敷いている場合に利用可能です。

(1) 特徴

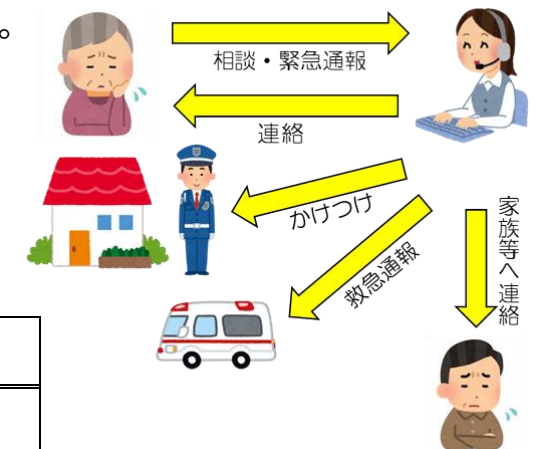
- ◆ 自宅の固定電話回線を利用してオペレーターと通信します。
※インターネット回線を利用した固定電話（IP 電話等）には取り付けできません。
- ◆ 機器本体に通話機能を備えています。

【貸与機器】

①緊急通報装置本体	②ペンダント	③人感センサー
		

(2) 利用方法

- ◆ 本体の「相談」ボタンを押すと、コールセンターから機器本体へ電話がかかります。24時間体制で専門職のオペレーター（看護師等）が健康相談に応じます。
- ◆ 緊急時に本体の「緊急」ボタンまたはペンダントのボタンを押すと、コールセンターに通報が届きます。状況に応じて家族等への連絡、救急車の要請および現場へのかけつけ対応をします。
- ◆ 人感センサーに長時間反応がない場合も、コールセンターから利用者に連絡し、状況に応じた対応を行います。人感センサーは、利用者の居室等に取り付けて利用します。



(3) 利用料金（月額）

生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
無料	無料	1,500 円

2. SIM 搭載機器▷自宅に固定電話回線がなくても取り付け可能です。

(1) 特徴

- ◆ 無線通信機能を備えているため、自宅に固定電話回線を敷いていなくても利用できます。
- ◆ 機器本体に通話機能を備えていないため、緊急時の連絡用に携帯電話などを所有していることが必須となります。

【貸与機器】

①緊急通報装置本体	②ペンダント	③人感センサー
		

(2) 利用方法

固定回線型と原則共通していますが、次の点が異なります。

利用者が「相談」「緊急」およびペンダントのボタンを押すと、オペレーターが**本人に折り返し連絡します。**

(3) 利用料金（月額）

生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
無料	1,000 円	2,500 円

■ 留意事項

- ☐ この事業は、ひとり暮らし高齢者の方を対象としています。
- ☐ 緊急時に警備員が自宅内を確認できるように合鍵を預けてください。警備会社が責任をもって管理します。
- ☐ 外泊時等には、事前に委託業者へ連絡をしてください。※人感センサーが緊急通報を発信してしまいます。
- ☐ 世帯状況の確認や利用料金（課税状況）の見直しのため、毎年7月頃に「現況報告書」の提出が必要です。

■ お問い合わせ 坂井市高齢福祉課（坂井市坂井町下新庄1-1） 電話：（0776）50-3040